

単身赴任で居住制限区域（富岡町）に居住し、原発事故後、家族のいる九州地方に避難したが、後には関東地方に単身赴任することとなった申立人について、原発事故に起因して発症した双極性感情障害の程度からして、家族同席の下で主治医の話を聞く必要性を一定程度認め、治療のために九州地方に所在する病院（入院歴がある。）に引き続き通院する必要があるとして、関東地方の単身赴任先から九州地方の病院までの通院交通費の半額が賠償されるとともに、上記障害を理由とした精神的損害の増額分等が賠償された事例。

全部和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は、上記第1項の損害項目についての和解金として、申立人に対し、金236万4857円の支払義務のあることを認める。

第3 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第4 支払方法

（省略）

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年10月4日

（仲介委員 鈴江辰男）

損害項目		金額	期間
精神的損害 (避難慰謝料)	基本分	600,000	H28.9-H29.2
	増額分	900,000	H23.3-H29.2
就労不能損害		269,370	H27.12-H28.5
生命・身体的損害	治療費	16,230	H28.3-H29.2
	通院交通費	425,297	H28.3-H29.2
	文書料	38,880	H28.3-H29.2
	慰謝料	46,200	H28.3-H29.2
小計		2,295,977	
弁護士費用		68,880	
合計		2,364,857	